②　被告人小若は、同年５月11日から同年６月３日までの間、多数人らをして、被告人小若が管理する東京都内の三菱東京ＵＦＪ銀行八王子支店ほかに開設された武井武男名義の普通預金口座ほか３口座に現金合計750万4,000円を振込入金させ

もって犯罪収益等の取得につき事実を仮装した。

（罪　　名）

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第10条第１項違反

８　この公告に関する問い合わせ先（申請書の持参又は郵送による提出窓口）

〒990―0046　山形県山形市大手町１―32

山形地方検察庁　被害回復給付金担当

電話番号023―622―5196（内線220）

○　上記３の支給対象犯罪行為の範囲を定める処分に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に、当該処分をした検察官が所属する検察庁の長(山形地方検察庁検事正)に対して審査の申立てをすることができます（提出先は上記８のとおり)。

○　当該処分の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該処分の取消しの訴えを提起することができます。

⑴　審査の申立てがされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

⑵　支給対象犯罪行為の範囲を定める処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

⑶　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

○　当該処分の取消しの訴えは、当該処分に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。)に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、当該処分をした検察官が所属する検察庁（山形地方検察庁）の所在地を管轄する地方裁判所に提起しなければなりません。

特定保険募集人の所在の確知等に係る公告

保険業法（平成７年法律第105号）第307条第２項の規定により、次のとおり公告する。

１．下記の業者については、特定保険募集人の所在を確知できないため、当該業者は平成24年３月20日までに福岡財務支局理財部金融監督第三課あて申し出をされたい。

２．前号の期間内に申出がないときは、登録を取り消すことがある。

［掲載順序］

①登録番号②代理店名③代表者の氏名④事務所所在地

①21581002718②津上　　淳③津上　　淳④福岡県福岡市西区金武40―１

①21281000730②松永美穂子③松永美穂子④福岡県福岡市東区松島３―16―１

①20981004514②藤野　雅洋③藤野　雅洋④福岡県飯塚市飯塚１―８

①21481002111②有限会社カーディーラーチャンプ③黒岩　　忠④福岡県福岡市博多区板付５丁目16―16

①21481002079②佐々木健一③佐々木健一④福岡県福岡市早良区次郎丸５丁目６―17

①21483000894②深堀　孝一③深堀　孝一④長崎県長崎市柳谷町40番８号

①21481002413②宮田　卓哉③宮田　卓哉④福岡県古賀市青柳2684―１

①21481002389②吉村　　晃③吉村　　晃④福岡県小郡市三沢1530―６

①21482010001②佐々木道夫③佐々木道夫④佐賀県佐賀市鍋島町大字八戸1140―６

①26681000369②西日本日中青年旅行社㈲③劉　　旭④福岡県福岡市博多区冷泉町６番15号プレジュール櫛田205号室

①20181000807②中村真二郎③中村真二郎④福岡県糟屋郡志免町大字志免1458―８

①20181004173②中山　巻夫③中山　巻夫④福岡県行橋市門樋町468―１

①20181003737②藤田誠一郎③藤田誠一郎④福岡県福岡市南区弥永５丁目12―20―406

①20181004125②國武　義博③國武　義博④福岡県嘉穂郡桂川町大字吉隈字石川430―45

①20481005120②株式会社アイエヌコーポレーション③岩佐　孝昭④福岡県古賀市千鳥２丁目23番10号

平成24年２月20日

福岡財務支局長　菊地　和博

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年２月20日

北陸地方整備局長　前川　秀和

１　処分をした年月日　平成24年１月23日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社ＪＵＮＴＥＮ　山崎　　宏　石川県小松市西軽海町二丁目232番地１　国土交通大臣許可（般―20）第23033号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、大工工事業、左官工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業､内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業に関する一般建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成23年12月９日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。)の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年２月20日

中国地方整備局長　戸田　和彦

１　処分をした年月日　平成24年１月27日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　新川電機株式会社　新川　文登　広島県広島市中区三川町10―９　国土交通大臣許可（般・特―22）第6141号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（機械器具設置工事業に関する特定建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成23年12月９日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。)の規定による廃業等の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年２月20日

中国地方整備局長　戸田　和彦

１　処分をした年月日　平成24年１月27日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　富士建設株式会社　三宅　孝一　広島県福山市神島町10―18　国土交通大臣許可（特―19）第2524号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（造園工事業に関する特定建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成23年12月14日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。)の規定による廃業等の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

宅地建物取引業法第67条に基づく公告

下記の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第67条の規定に基づき、その旨公告する。この公告の日から30日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、同法同条の規定に基づき、上記30日を経過した日をもって当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

平成24年２月20日

関東地方整備局長　下保　　修

１　商号　ときわエステート株式会社

２　代表者氏名　代表取締役　大森　広一

３　主たる事務所の所在地　茨城県つくば市谷田部6335番地４

４　免許証番号　大臣⑴第7831号

５　免許年月日　平成21年２月３日

下記の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第67条の規定に基づき、その旨公告する。この公告の日から30日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、同法同条の規定に基づき、上記30日を経過した日をもって当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

平成24年２月20日

関東地方整備局長　下保　　修